

原発事故被害者 相双の会

浪江町津島地区は阿武隈山脈の山間の集落である。福島第一原発事故による放射能汚染の影響で津島地区の住民が国と東電にたいして空間線量を事故前の水準に戻す現状回復「ふる里を返せ、津島原発訴訟」として、「ふる里」を追われた浪江町津島地区の住民による集団訴訟である。

2015年9月29日福島地裁郡山支部へ提訴、2021年1月7日33回の期日をもって結審し、2021年7月30日判決、国・東電の責任を明確に認め断罪、しかし、現状回復請求は却下である。

2021年8月12日仙台高裁へ控訴、2026年3月9日第16回控訴審期日をもって結審、2026年10月16日判決となる。

2026年3月9日仙台高裁第16回期日（結審）

原告意見陳述

原告今野秀則

原告団長の、今野秀則です。

○地域に根付いた津島の暮らし

春、柔らかな新緑に彩られた津島の山里で、私たちは新たな夢や希望に満ちた暮らしを始めます。大昼

地区では、山菜市が開かれ、沢山の人が集まって賑やかに交流します。夏、吹き渡る風に稲がなびく水田の畔や水路で、大勢が草刈りや水路の堀上げに汗を流します。『オラ、腰がいてえ!』『オレもだ。



行政区対抗で実施される津島地区体育祭(写真は2007年秋) 多様な種目に子供から高齢者まで積極的に参加、太鼓を叩き、旗を振り、声援を挙げ応援合戦で盛り上がる

そう言えば・・・』などと、作業の合間には話が弾みます。秋、行政区対抗で催される体育祭は、老いも若きも大勢参加して応援合戦を繰り広げて盛り上がります。昼食時には持ち寄ったご馳走を互いにやり取りして話に花が咲き、笑い転げます。終わった後の直来もまた楽しみでした。鮮やかな紅葉後に訪れる寒く厳しい冬に

は、降り積もる雪の中で子供たちの声が地域内に響き渡ります。

2011年3月、地区内8つの行政区で構成する区長会は、地域の活性化を推進するため、①地域再生・環境保全、②交流人口拡大、③福祉システム構築の3部構成で、3カ年度計画で進める「楽しく住みよい津島の里づくり事業」の最終年度における事業計画を検討していました。それまで先進地視察や専門家を招聘して研修し、毎月定例会を開いて検討を重ね、地域のより良い明日を創ろうと熱気にあふれていました。

これらは、津島地区内の行事や活動の、ほんの一部に過ぎません。町内会、行政区、津島地区全体と重層的に、年間を通して開かれる多様な催しに住民は積極的に参加し、顔見知りとなって親しい関係を築き上げてきました。互いに思いやり助け合う、地域に根差した生活を楽しんでいたのです

○原発事故

原発事故は、こうした生きがいに充ちた暮らしの全てを、瞬時に、根底から奪い去りました。私たちは突然の避難を強いられ、避難先では何事も手につ



拠点区域内の津島地区中心街 2024.10.18 進行協議時、赤塗り潰しの家屋は既に解体撤去済み ○は、その後現在までに解体撤去された家屋のこと

かず、明日を考える余裕もなく、底なしの不安に怯え、喪失感に苛まれて、その日その日をただ茫然と生きるしかありませんでした。より良い地域社会を目指す努力や夢も、その一切を断ち切られたのです

○地域の原発事故被害の現状

津島地区が高濃度の放射能汚染のために帰還困難区域とされ、住民が避難を強いられ続けて15年が過ぎます。漸く、2023年3月に地区の一部、僅か1.6%が復興拠点として除染され規制が解除されました。一方、残された帰還困難区域内に家がある住民が希望すれば、特定帰還居住区域(帰還困難区域の約6%)による除染が進められますが、地区全体では点と線の僅かな面積(約7%)に留まります。

事故当時、約1,400人、450世帯の住民が暮らしていました。避難による管理不能や、経年劣化、野生動物の侵入により、一家団欒の、家族にとってまさにお城である家の損壊が進んでいます。住民は、断腸の思いで決断を余儀なくされ、既に解体撤去された家は約6割に及びます。一昨年(2024.10.18)裁判所が現地進行協議に臨んだ、地区の中心部にある旧役場支所、診療所や農協などは既に解体され、いずれ小・中学校も解体されます。田畑は林、森に変貌してしまいました。

○地域社会の復興再生への願い

住民それぞれが人生を築き上げたふるさと、終の棲家であるべき場所を、理由もなく追われたままで

納得できるはずもなく、また、汚されたままに放置されることは断じて許しがたいことです。

何よりも、豊かな自然のなかで地域の住民が営々と紡ぎ築き上げてきた歴史や伝統、民俗芸能への誇りと愛着、

地域に根付いて暮らす住民としての尊厳を奪われ、失うことへの痛切さが根底にあるのです

このため、やむにやまれず、地区の半数に及ぶ住民が団結して原告団を結成し、「ふるさとを返せ!」と、原状回復を求めて裁判に踏み切ったのです。ふ

るさとは唯一無二の場所で、代替えが効きません。失ってしまえば、私たちの存在そのものが否定されるに等しいことなのです。何としても取り戻そうとここまで頑張ってきました。

この間、私たちが何事もせず傍観していたわけでは決してありません。私たち自身も努力してきたのです。私もその一人である行政区長会は、原発事故以前と同様に、事故直後から定期的に集まって復興・再生に向けて協議し、東電や国、町に要請行動などを行ってきました。そのほか、例えば、伝統芸能の保存継承、肉祭りなど住民が集まる機会づくりや、復興組合による田畑の除草管理、水田の試験栽培、果樹団地、養魚施設計画の推進などを進めてきました。

提訴以降私たち原告団は、既に100名を超える仲間を失いました。『今まで通り津島で暮らしたい。帰りたい!! それ以上は望まない』、ふるさと津島に帰りたいと願いながらも、叶わずに異郷で亡くなったのです。その思いを受け継ぐためにも、何としても原状回復を果たさなければなりません。

○司法、裁判所への期待

一審判決は、原発事故に係る国・東電の責任は認めても、原状回復請求を認めませんでした。原発事故が無ければ、私たちは、ふるさと津島で何事もなく、冒頭に述べた生き甲斐に充ちた暮らしを続けていたはずです。原発事故がそれらの全てを奪い去りました。

原発が本来的に有する危険性、「止める、冷やす、閉じ込める」に失敗すれば過酷事故に至ることを承知の上で、全電源を失った際の対策を取らないまま漫然と稼働を続けたのです。原発政策を推進した国

と、その実働を担っていた東電に、責任がないはずはありません。どうか、過酷な原発事故の被害に真摯に向き合い、私たちのふるさとを取り戻す「原状回復」の願いに耳を傾けてほしい。汚したものはきれいにして返すことは、市民の常識であり、当然のことなのです。

私たちが、何物にも替えがたいふるさと・津島の原状回復を果たすということは、原発事故のために苦しむ全ての被災地、被災者の被害回復を図り、原発事故の再発を防ぐことにもつながります。国土を実質的に失う甚大な被害を及ぼす原発事故に、司法の在り方そのものが問われていることに応えなければならぬのではないのでしょうか。そのためにも、何物にも拘束されず、法と良心にのみ従い、独立し



ふるさとの誇りである伝承芸能・田植踊 原発事故のため会員が県内外に避難する中、保存・継承に懸命に努力し、昨年11/22全国民俗芸能大会で上演(南津島郷土芸術保存会)

て判断を下していただきたい。

6.17 最高裁判決後、全ての下級審はその空疎な内容を引用して判決し、更にこの1/22には、最高裁自身が上告された同種訴訟9件につき不受理・上告棄却の決定を下しました。その様な中で、つい先日、アメリカの連邦最高裁判所が、圧倒的権勢をふるうトランプ大統領の意に反し、看板政策である相互関税に違法の判断を下し、司法のあるべき姿を示しました。改めて、日本の三権分立、司法の独立の健全性が問われています。

この理不尽な原発事故を断罪し、私たちの原状回復請求が認められるものと心から願っています。

以上

日本国土の特徴

私たちは未来永劫、「穏やかな日々がずっと続けばいいのに」「二度と同じ過ちを繰り返さない」ことをこれから先も決して変わることなく続くことを願うものである

日本の国土は70%が丘陵地（つまり山地と平地の中間にあるなだらかな起伏や小山が連続する地形）であり、農地の面積は13.5%。それでもイギリスの三倍以上といわれています。

国土は環太平洋造山帯に位置し地震と噴火の多い地帯、つまり日本列島も含め火山群の総称である。

環太平洋造山帯とは、太平洋の周囲に沿って形成された新しい造山帯のことです。造山帯とは、地球の地殻が動くことで地面が盛り上がり、山や山脈が形成される地域を指します。環太平洋造山帯では、高く険しい山々が連なり、地震や火山活動が活発に起こっています。

自然災害に耐えられるものは何もない、例えば地震など起きないにしても人災ミス、老朽化すれば故障、一大事故に繋がります。アメリカのスリーマイル島原発事故、旧ソ連のチェルノブイリ原発事故、福島第一原発事故である。

さらに稼働すれば自然界にはない放射性物質が誕生し、生物に悪影響を及ぼします。それに何代も続いて半永久的に管理していかなければなりません。

それには大変な危険が伴います。それでも原発が必要と言われるのでしょうか、

北海道泊原発は

東日本大震災後の定期検査のために停止し、安全対策を強化した。北電は新規制基準が施行された2013年7月に泊原発3基の審査を規制委に申請した。12年もの期間がかかったのは、敷地内の活断層や津波対策を巡って規制委と調整を要したためだという。

青森大間原発は

下北半島北西部においては、南へ傾動するような地殻変動が進んでおり、大間岬付近では約60m、約10km南方の佐井周辺では約20mまで低下していると指摘されています。（地殻(ちかく)とは地球の最も表面を襲う岩石の薄皮)

このような高度変化は、四国の室戸岬に見られるものに匹敵し、日本では最大級のものである。また、大間岬周辺には、間欠的隆起（火山活動や地震活動）が起こっていることを示す隆起ベンチも認められ、その高度も北ほど高い。このような地殻変動をもたらす原因として、大間の北方海域から下北半島北西部の地下へと連続する、低角度の活断層の活動が想定されている。大間原子力発電所は、このような地殻変動が進行している地域の北端部（最も隆起が大きい地域）において建設が進められています。

新潟柏崎刈羽原発

新潟県の東電柏崎刈羽原発で重大事故が起きた場合に稼働できるバスの台数を県バスの会員58社に尋ねた結果、回答した41社で保有する計1、282台のうち、1割強にあたる134～177台にとどまることが、共同通信の調査で分かったという。

国の計画では5キロ圏の避難に177台、5～30キロ圏で基準値を超えた場合に最大1357台が必要とされる。

まして新潟は雪の多い地域と言われているから、福島第一原発の事故に匹敵するような事故となれば被害者が倍増されると思わざるを得ない。

県民投票の条例は県議会で否決されてしまったが、いかに自民党などの多くの県会議員が東電に買収されようとも、以上のような状況の中で、大事故を懸念し稼働に反対する県民の意志はますます大きくなっていることは当然である。条例制定の署名活動は生きている。

全国の電力会社は原発を再稼働、さらに新設しようとたくらんでいます。いつ一大事となる事故が起きるのか分からない。このように日本の国土は地震をはじめ自然災害最も多い国であるにもかかわらず何故原発を国あげて推進するのでしょうか、。

原発が稼働して

福島第一原発事故以降、これで安心、地域が繁栄

するなどと思っている人はどれだけいるでしょうか、特に事故から15年過ぎて福島県の人口は激減していることと、帰還できないままだ。特に若い方々は生活のこともあり、子どもたちの健康と将来を考えれば当然のことです。

事故を起こした原発周辺の市町村は最も多い年代は高齢者です。事故が起きた時65歳の方は80歳を超えています。被災地の70歳代は「青年部だ。」などとささやかれています。

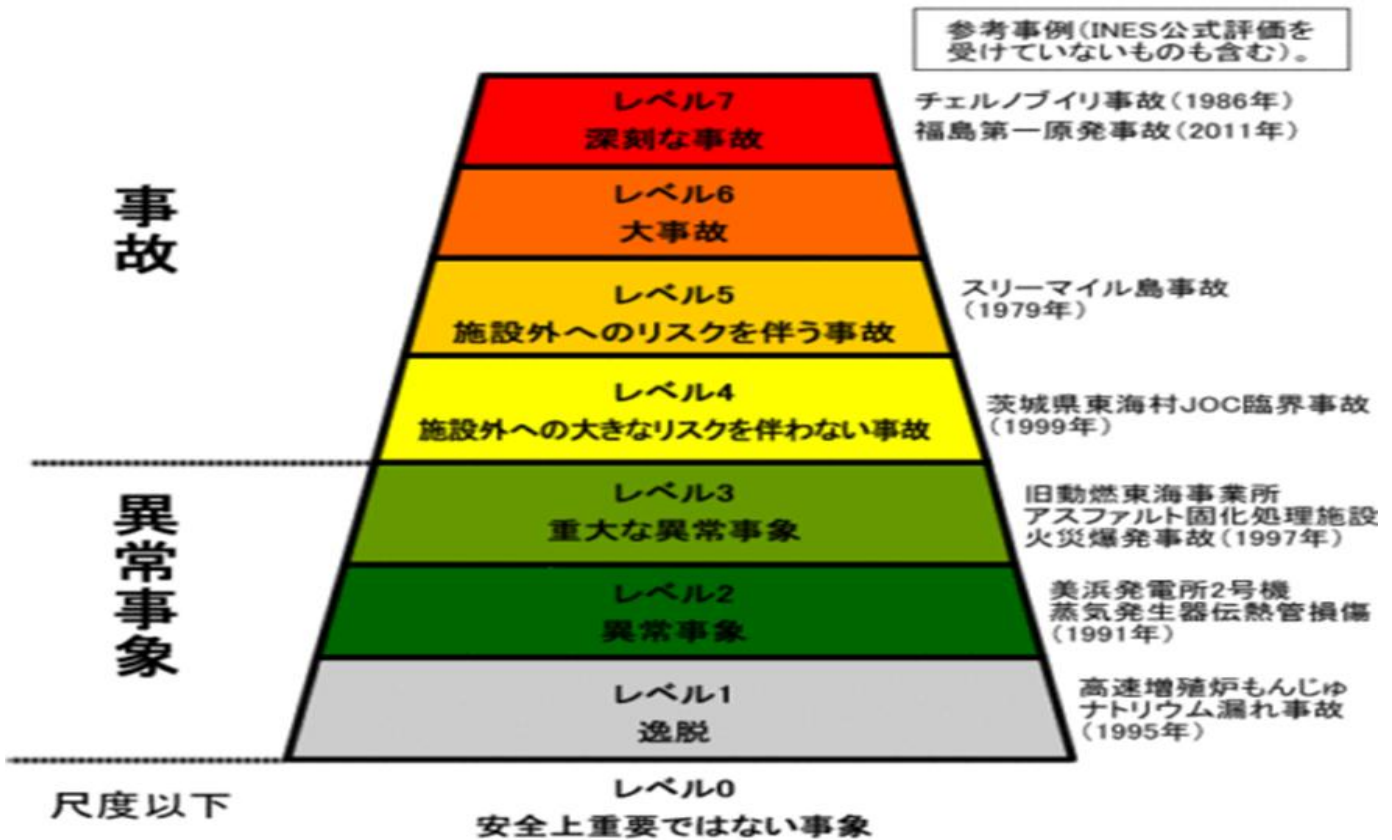
地震で停電し、バックアップ用の非常用ディーゼ

ル発電機は機能したものの、津波によって損傷・流出したために、全電源喪失（ステーションブラックアウト）に陥りました。

要は、福島第一原子力発電所の電源がないから、冷やせない、制御もできない、どうしようもない状態になってしまったということです。

その結果、第1・第2・第3号機で先ほど説明した「メルトダウン」が起きてしまい、周辺に大量の放射性物質をまき散らしてしまったという大事故です。

【国際原子力事象評価尺度 (INES)】



ふる里の美しい桜を、もう一度愛でるまで

村田 弘さん

小高の飯崎の桜も、もう散っただろうか。横浜の借家の窓から、すっかり青葉に変わった下の公園を眺めて思う。避難直後、駆け込んだ神奈川県住宅供給公社の団地でも桜が咲いていた。あれから15回も桜を見たはずなのに、記憶は定かでない。桜を見上げる余裕もないままに、走り続けてきたのか。

36年間務めた新聞社を定年になって、「さあ、

これからが人間の生活だ！」と、飯崎のカミさんの実家に帰ったのは2003年。ご両親が亡くなられしばらく無人だった家は、ハクビシンが入り込み一部崩壊。2000坪余りの畑はジャングル状態だった。チェーンソーで150本以上の桐の木を切り倒し、背丈を超える草を刈った。スコップで根っこを起こし、桃やリンゴの苗を植えた。5年ほどで、やっと昔の面影を取り戻した。



会社時代の先輩たちが訪ねて来て、畑の真ん中にブルーシートを敷いて花見をした。

名前にほれ込んで植えた桃、「恋未来1号」が実をつけ、カブトムシと分け合っただけだった。ナス、キュウリ、モロヘイヤ、インゲン、ジャガイモ、ニンニク、アスパラガス、イチゴ…。スコップと鍬で1日かかりで畝をつくり、手あたり次第に植えた。ヤマガラがきて、土を掘り返すのを待っていた。

夕方、阿武隈山脈の向こうに沈む夕陽を眺め、ひと風呂浴びて、キューとやるビールはたまらなかった。「これぞ人生！」と思った。

8年後だ。突然、あの3・11。ちょっとの間だろう、と高をくくって行った石神中学校の体育館に5日。カミさんと子猫のロック、2人1匹で子どもたちのいる横浜に避難、借家を転々。

板壁に「原発さえなければ」と白墨で書いて自死した牧場主。「お墓に避難します」と遺書を残したお婆さん。葉袋のビニールで首をくくった102歳の

お爺さん…。新聞を読んで泣いた。溢れる汚染水を止めようと、新聞紙やペットのトイレ砂を投げ込む原発。これって何だ！900グラムもある「補償の手引き」を送りつける東電。もう、錯乱状態だった。

2013年、横浜弁護士会の弁護士さんたちに促されて、かながわ訴訟原告団をつくって横浜地裁に提訴。思いもしない闘いが始まった。以来13年余。計50回の地裁、高裁通い。しかし、今年1月、最高裁の「門前払い」で冷たい幕が引かれた。

測り知れない大惨事を引き起こし、誰も責任を取らない。「カネだけ、今だけ、自分だけ」と、原発に回帰する懲りない面々。これに伴走する司法の墮落。年齢83を越え、いつ倒れてもおかしくない老木になってしまったけれど、ここで黙るわけにはいきまい。間もなく始まる第2陣の東京高裁に通い続ける。今年も、6月15日には最高裁を包囲する。

もう一度、心安らかに、美しい桜を愛でる時を迎えることが夢だ。

福島原発かながわ訴訟団資料集から

国の責任を否定する判決・今も、次世代にも残すわけにはいかない

原告団団長 村田 弘

「国に対する控訴部分を取り消す」

メモを取る手が止まりました。2024年1月26日11時30分過ぎ、東京高裁101号法廷。定年退官した志田原信三裁判長の代読で判決理由要旨を読み上げる金子修裁判長の声が一瞬、どこが遠いつぶやきのように遠のきました。

「何だ、これは！」と心の中で叫びました。

●最高裁6・17判決のコピーそのものじゃないか
判決要旨は、こう述べていました。

「本件地震の規模は、長期評価に基づいて想定する地震よりはるかに規模の大きいものであり、現実の津波も（長期評価を基にした）試算津波による主要建屋付近の浸水深より規模が大きいものであった」

「経産大臣が規制権限を行使していれば本件事故が発生しなかったであろう。関係を認めることができないことになるから、国が国家賠償責任を負うことはできない」。

2022年6月17日、最高裁第2小法廷（菅野博之裁判長）が出した多数意見による判決（6・17判決）と全く同じ。表現は一部変えてはいるものの、完全なコピーと言わざるをえないものでした。

●ロッカー2つ分の主張・立証もポイ捨て

一審の横浜地裁判決は、こう指摘して国の責任を認めていました。

「保安院（国）は2009年9月、東京電力から貞観津波（平安時代西暦869年7月13日に発生した陸奥国沖の巨大地震マグニチュード約8.3以上の津波、震源は三陸沖から福島沖にかけて太平洋プレートが日本列島の下に沈み込む境界で発生したプレート境界型地震と考えられています）を考慮の上、最大8.9mとなる

試算結果の報告を受けた。この時点で国は、敷地高を越える津波が到来すれば、高確度で原子炉安全装置に関わる機能を喪失し、放射性物質が外部の放出されることが予見できた」「国は敷地高を越える津波は到来しないとみなして具体的な安全対策をとらないこととしたものであり、このような判断は許容される限度を免脱して著しく合理性を欠くものとして、国家賠償法1条1項の適用上違法と認めることができる」5年に及ぶ高裁審理で原告弁護団は6・17判決が前提とした2002年の長期評価と全

く次元が違う2009年の貞観津波の知見が争点であるとして、その主張・立証に全力を傾けてきました。これに対して高裁判決は、「貞観津波の知見は熟していなかった」と、さらりと述べるだけで、6・17判決に結論を合わせれば事足りりとする姿勢がみえみえでした。「ロッカー2つ分」と弁護団が言う主張・立証・証拠をポイ捨てにしたのです。

●裁判官の判断を停止させる6・17判決の罪

6・17最高裁判決は、国家賠償法の適用判断の基本である予見可能性などの判断を避けたまま、「対策を命じていたとしても、地震・津波が長期評価よりも大きかったので、国に責任はない」という乱暴極まりないものでした。最高裁判例集に載ることもなく、学者・法曹関係者からは「民事訴訟法の違反している」と指摘もされています。

国の責任については、2017年以来出された集団訴訟で、裁判所の判断は確かに分かれていました。責任を認めるもの12、否定するもの11でした。しかし、6・17判決以降出された15の判決は、全て否定一色に染まりました。争われている事実は変わらないのに、この変わり様は何でしょう。「裁判官の判断停止」という以外にありません。

菅野博之裁判長が判断後一ヶ月足らずで、国や東電の弁護人を多く抱える巨大法律事務所に天下りしたことなどをきっかけに、最高裁の「公正らしさ」にも疑念が持たれています。「裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」という憲法76条の規定は、どこに行ってしまったのでしょうか。2024年6月17日、「6・17判決を正せ」と叫んで最高裁の建物を取り囲んだ1000人を超える人々が打ち振ったウチワは、「怒り」「司法の独立どこへ行った」と染め抜かれていました

●私たちは新たな使命を背負って闘う

私たちは2013年9月の提訴以来10年余、横浜地裁30回、東京高裁22回、合わせて52回、法廷に通いました。願ったのはただ一つ、「この苦しみを二度と味わってほしくない」ということでした。そのためには、原発事故がもたらした被害の大きさをわかってもらい、事故をもたらした責任の所在を明らかにし、最低限の償いをしてほしい、という事

でした。穏やかなふる里での日常を奪われ、多くの知人・友人を失った避難先で、思いもしなかった裁判所通いを支えてくれたのは、膨大な書類を書き続けた弁護団、毎回の法廷を埋めた支援者の方々の熱い想いでした。

しかし、国はいま、事故の反省をかなぐり捨て、原発回帰政策を力づくで進めています。能登半島地

震、南海トラフ地震予兆、キナ臭さを増す国際情勢の中で、人権の最後の砦である司法がブレーキ役を果たさなかったらどうなるのか。

このような司法の判断を、今も、これからの世代にも、残すわけにはいかない。未曾有の被害を体験した私たちは、これを正す新たな使命を背負って、これからも闘い続けます。

原発事故は終わっていない 原発事故とその後

これからの担い手である若い方々や、15年前の原発事故についてそれまであまり考えたことが無い方々に「今しかない」と思い、放射能汚染について考え知っていただきたく開催することにしました。原子力と放射能汚染についての専門家の先生方々をお招きして、専門家の立場から対談をしていただきたいと思います。



いまなか てつじ
今中 哲二先生

専門は原子力工学。京都大学複合原子力科学研究所研究員を経て、現在も福島の問題に向き合う。熊取六人衆の一人。

【ホームページ】
<https://www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/>
～プログラム～

- 11:30-12:30 市民の活動報告（飛田晋秀さん/国分富夫さん/三瓶春江さん/伊藤延由さん/門馬好春さん）
- 12:30-13:00 休憩
- 13:00-13:40 今中哲二先生のお話し
- 13:45-14:25 小豆川勝見先生のお話し
- 14:30-16:00 今中先生&小豆川先生の対談



しょうずがわ かつみ
小豆川 勝見先生

東京大学大学院総合文化研究科助教。専門は研究炉や加速器を用いた環境分析化学。福島第一原子力発電所事故以降は、原発周辺での環境試料サンプリングも精力的に行なっている。

開催：2026年5月16日(土) 11時開場 11時30分開始～16時終了

場所：コラッセふくしま 3階企画展示室（福島市三河南町1-20）

参加費：無料

■ リモート参加はZOOMウェビナーから
お申し込みの必要はありません。お気軽にご参加くださいませ。

<https://us06web.zoom.us/j/87215835111>
ミーティング ID: 872 1583 5111



ZOOMは、
このQRコード
を読み込んで
ご参加ください。

【主催・問い合わせ】ますみの空（代表:木幡ますみ）
Tel：090-4476-0068
Eメール：m.su.me@docomo.ne.jp

※以下の方は会場でのご参加をご遠慮ください※

- ・ 37.5度以上の熱がある場合
- ・ 咳、咽頭痛、風邪などの症状がある場合
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方の濃厚接触がある場合
- ・ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合